



# 重要事項説明書

## 契約概要・注意喚起情報

お申込み前に必ずお読みください



無解約返戻金型入院一時給付保険

ご契約に関する大切な事項を記載したものです。  
お申込み前に必ずお読みください。

本商品についてのご案内は

0120-312-201

受付時間 9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除く)  
※詳細は当社Webサイトをご確認ください。

Webサイト → <https://neofirst.co.jp>



### 契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

» P.1



### 注意喚起情報

「注意喚起情報」は、お申込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。

» P.11



# 重要事項説明書 (契約概要)

- 「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- 「契約概要」に記載の支払事由や給付の際の制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由・制限事項などの詳細や主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

## 引受保険会社

ネオファースト生命保険株式会社

〒141-0032

東京都品川区大崎二丁目11-1 大崎ウイズタワー

Webサイト <https://neofirst.co.jp>

ネオファースト生命保険株式会社

コンタクトセンター

TEL 0120-312-201



受付 時間 9:00~17:00(日・祝日・年末年始を除く)  
※詳細は当社Webサイトをご確認ください。

## 1 商品のしくみ

「ネオdeいちじきん」の正式名称は「無解約返戻金型入院一時給付保険」です。

### ポイント

- 病気やケガにより1日以上入院されたとき(日帰り入院を含みます)に、入院一時給付金をお支払いします。
- 各種特約の付加により、保障内容を充実させることができます。

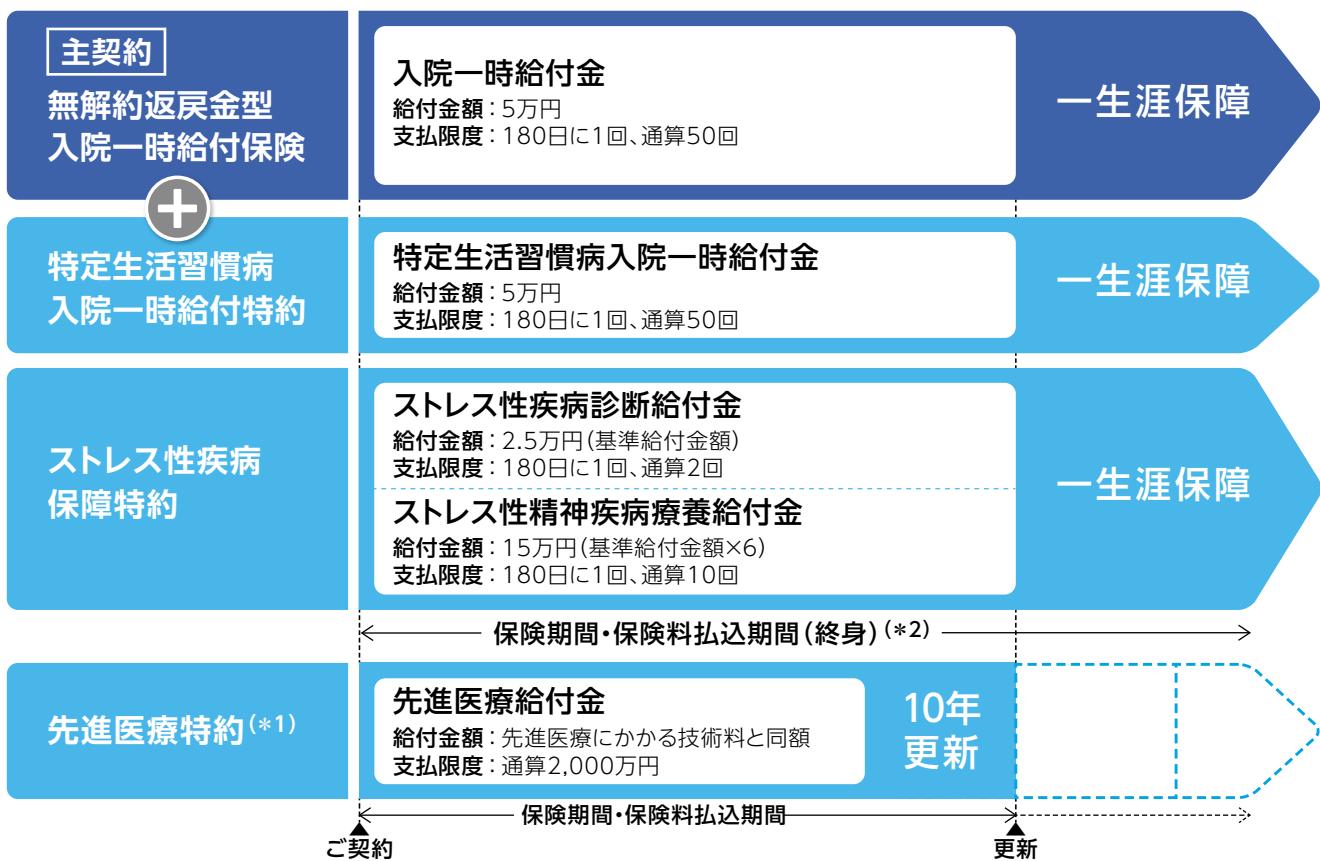
**死亡や高度障害状態に該当した場合の保障はありません。また、保険料払込期間中の解約返戻金もありません。**

#### 【ご契約例】

付加する特約：特定生活習慣病入院一時給付特約、ストレス性疾病保障特約、先進医療特約

保険期間・保険料払込期間：終身(先進医療特約は10年更新)

保険料払込方法：月払 保険料払込経路：クレジットカード扱



#### 〈更新後の保険料について〉

- ・更新後の保険料は、更新日時点の被保険者の年齢および保険料率により新たに計算します。

(\*1) 先進医療特約は契約年齢0歳～80歳の場合(インターネット申込は契約年齢20歳～80歳の場合)、被保険者の健康状態にかかわらず、保険期間は10年とし、10年ごとに自動的に更新されます。更新時の被保険者の年齢が81歳以上となる場合は、保険期間および保険料払込期間を終身として更新します。また、契約年齢81歳～85歳の場合は、保険期間は終身となります。

(\*2) 保険料払込期間については、一定期間で保険料のお払込みが満了する「有期払」もご選択いただけます。「有期払」をご選択された場合、一般的に、保険料払込期間の長いご契約にくらべ短いご契約の方が、払込保険料の合計額が少なくなります。ただし、契約年齢や保障内容等によっては、同一の保障内容であっても、保険料払込期間の短いご契約の方が、払込保険料の合計額が多くなる場合があります。

※お申し込みいただく保険契約の給付金額、保険期間、保険料払込期間、保険料、保険料払込方法(回数・経路)などについては申込書(電磁的方法によるときは申込画面)の該当箇所を必ずご確認ください。

#### 申込方法について

本商品のお申込みには、対面申込等による方法(\*3)、インターネットによる方法(\*4)、通信販売による方法(\*5)があります。

(\*3) 対面申込等とは、インターネット申込・通信販売のいずれにも該当しないお申込みをいいます。対面申込等には、オンライン面談システム等を利用し、生命保険募集人を通じてお申込みの場合を含みます。

(\*4) インターネット申込とは、ネオファースト生命所定のWebサイトを経由したお申込みをいいます。保険契約者と被保険者が同人である必要があります。

(\*5) 通信販売とは、ネオファースト生命が定める通信販売専用の申込書等を使用したお申込みをいいます。

主契約・特約の責任開始期以後の保険期間中に、被保険者が病気やケガで入院された場合などに給付金をお支払いします。

### 主契約・特約の概要・給付金額

本商品で支払われる給付金等は以下のとおりです。**詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。**なお、特約については、ご契約に付加する場合のみお支払い等の対象となります。通信販売でお申込みの場合に取扱いのない保障等については(ー)または脚注に記載しております。取扱いのない保障等をご希望の場合は、募集代理店もしくはネオファースト生命までお問い合わせください。

※募集代理店および申込方法によっては、取扱いの無い特約があります。

【申込方法:(○)取扱いあり、(ー)取扱いなし】

主契約・特約	給付金の種類	申込方法	支払事由の概要	支払限度	給付金額
		対面申込等・インターネット申込・通信販売			
<b>主契約</b> 無解約返戻金型 入院一時給付保険	入院一時給付金	○	病気または傷害の治療を目的として1日以上の入院をしたとき	180日に1回 通算50回	入院一時給付金額
+					
特定生活習慣病 入院一時給付特約	特定生活習慣病 入院一時給付金	○	所定の生活習慣病(*1)の治療を目的として1日以上の入院をしたとき	180日に1回 通算50回	特定生活習慣病 入院一時給付金額
女性疾病 入院一時給付特約	女性疾病 入院一時給付金	○	所定の女性特有の病気など(*2)の治療を目的として1日以上の入院をしたとき	180日に1回 通算50回	女性疾病 入院一時給付金額
ストレス性疾病 保障特約	ストレス性疾病 診断給付金	○	所定のストレス性疾病(*3)を発病したと医師により診断されたとき	180日に1回 通算2回	基準給付金額
	ストレス性 精神疾病 療養給付金	○	所定のストレス性精神疾病(*4)による療養状態(*5)が30日以上継続したと医師により診断されたとき	180日に1回 通算10回	基準給付金額×6
先進医療特約	先進医療給付金	○	病気または傷害を直接の原因として所定の先進医療による療養を受けたとき	通算 2,000万円	先進医療にかかる 技術料と同額
保険料 払込免除特約 (2021)	所定の事由に該当したとき、以後の主契約および特約の保険料のお払込みを免除します。 詳しくは、P.4 の表をご確認ください。				

- (\*1)がん(上皮内がんを含みます)、心・血管疾患、脳血管疾患、糖尿病、高血圧性疾患、肝疾患、脾疾患、腎疾患
- (\*2)がん(上皮内がんを含みます)、甲状腺の疾患、分娩および産じよくの合併症など
- (\*3)前庭機能障害(メニエール病など)、騒音による内耳障害(音響外傷、騒音性難聴)、所定の難聴(突発性難聴など)、胃潰瘍、十二指腸潰瘍、潰瘍性大腸炎、過敏性腸症候群など
- (\*4)気分[感情]障害(躁病、うつ病など)、神経症性障害(恐怖症性不安障害、パニック障害、強迫性障害など)、摂食障害(神経性大食症、拒食症など)、非器質性睡眠障害(不眠症、過眠症など)、自律神経系の障害(自律神経失調症など)など
- (\*5)「療養状態」とは、つぎのいずれかの状態をいいます。
- 医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため入院し、常に医師の管理下において治療に専念している状態
  - 医師による治療が継続しており、かつ、自宅等で医師の医学管理下において計画的な治療に専念している状態(\*6)
- (\*6)「医師の医学管理下において計画的な治療に専念している状態」とは、つぎのいずれかの状態をいいます。ただし、医師の指示に従わず、必要な治療を行わない場合はこの状態に該当しません。
- ストレス性精神疾病により、一定期間の休務を伴う加療を要するとの診断が医師により行われ、休務している状態
  - ストレス性精神疾病により、外出が困難であり、医師による一定の治療計画のもとに自宅等において医学管理を継続して受けている状態(不眠による強い眠気、不安感、倦怠感などがあるために外出が困難で、自宅等において治療に専念している状態が該当し、就業の有無を問いません)

## 「保険料払込免除特約(2021)」の保険料払込の免除事由について

※契約時に型をご選択いただきます。契約後は型の変更の取扱いはありません。

【申込方法:(○)取扱いあり、(-)取扱いなし】

型	申込方法		対象となる疾病	保険料払込の免除事由
	対面申込等・ インターネット申込	通信販売		
三大疾病A型	○	○	がん (上皮内がんを含みます)	責任開始期以後、初めて(責任開始期前の期間を通じて初めて)所定のがん(約款に定める悪性新生物(*7))と医師により診断確定されたとき
			対象外	責任開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定のがん(約款に定める悪性新生物(*7))
			急性心筋梗塞	責任開始期以後の疾病を原因として、つぎのいずれかに該当したとき ①急性心筋梗塞を発病し、その治療を目的として、継続して20日以上の入院をしたとき ②急性心筋梗塞を発病し、その治療を直接の目的として、所定の手術を受けたとき
			脳卒中	責任開始期以後の疾病を原因として、つぎのいずれかに該当したとき ①脳卒中を発病し、その治療を目的として、継続して20日以上の入院をしたとき ②脳卒中を発病し、その治療を直接の目的として、所定の手術を受けたとき
三大疾病B型	○	-	がん (上皮内がんを含みます)	三大疾病A型と同じ
			対象外	
			心疾患 (急性心筋梗塞を含みます)	責任開始期以後の疾病を原因として、つぎのいずれかに該当したとき ①心疾患を発病し、その治療を目的として、1日以上の入院をしたとき ②心疾患を発病し、その治療を直接の目的として、所定の手術を受けたとき
八大疾病型	○	-	脳血管疾患 (脳卒中を含みます)	責任開始期以後の疾病を原因として、つぎのいずれかに該当したとき ①脳血管疾患を発病し、その治療を目的として、1日以上の入院をしたとき ②脳血管疾患を発病し、その治療を直接の目的として、所定の手術を受けたとき
			がん (上皮内がんを含みます)	三大疾病B型と同じ
			対象外	
			心疾患 (急性心筋梗塞を含みます)	
			脳血管疾患 (脳卒中を含みます)	
			糖尿病、高血圧性疾患・大動脈瘤等、肝疾患、脾疾患、腎疾患	責任開始期以後の疾病を原因として、つぎのいずれかに該当したとき ①左記のいずれかの疾病を発病し、その治療を目的として、1日以上の入院(教育入院(*8)を除きます)をしたとき ②左記のいずれかの疾病を発病し、その治療を直接の目的として、所定の手術を受けたとき

(\*7)非浸潤がん・大腸の粘膜内がんを含みます。

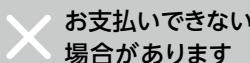
(\*8)教育入院とは、生活習慣の改善に関する知識や自己管理法の習得などを目的とした入院をいいます。教育入院中にその他の治療を受けた場合でも、その他の治療単独では入院の必要性が認められないものは、教育入院に該当します。

## 保障内容に関する注意事項

給付金をお支払いできない場合などの概要は「注意喚起情報」を、詳しくは「ご契約のしおり・約款」(給付金のお支払いなどについて)をご確認ください。

※募集代理店および申込方法によっては、取扱いの無い特約の型があります。

### ◆【主契約】について



- 直前の入院一時給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて180日間については、入院一時給付金はお支払いしません(180日を経過する日を含んで継続して入院をしている場合には、その翌日に入院一時給付金をお支払いします)。
- 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故の場合や、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査で入院した場合はお支払いの対象になりません。
- 支払対象となる入院を同一の日に2回以上した場合でも、入院一時給付金を重複してはお支払いしません。

### (!) 被保険者が死亡された場合

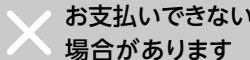
被保険者が死亡された場合、主契約、特約ともに保障は消滅します。保険料払込期間が有期のご契約で、保険料払込期間の満了後に被保険者が死亡された場合には、主契約の入院一時給付金額と同額の返戻金<sup>(\*)</sup>を死亡時支払金受取人(死亡時支払金受取人が指定されていない場合は保険契約者)にお支払いします。

(\*)保険料払込期間の満了日までの保険料が払い込まれていない場合は、未払込保険料を返戻金から差し引いてお支払いします。なお、返戻金が未払込保険料に不足するときは返戻金をお支払いしません。

年払契約の場合には、いまだ到来していない契約期間分の保険料(未経過保険料)相当額などを払い戻しできる場合があります。また、月払契約の場合でも、直前の月ごとの応当日からの1か月分の保険料相当額を払い戻しできる場合があります。

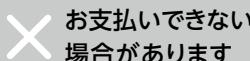
詳しくは「ご契約のしおり・約款」(ご契約後について)をご確認ください。なお、特約から返戻金のお支払いはありません。

### ◆「特定生活習慣病入院一時給付特約」について



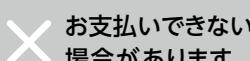
- 直前の特定生活習慣病入院一時給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて180日間については、特定生活習慣病入院一時給付金はお支払いしません(180日を経過する日を含んで継続して入院をしている場合には、その翌日に特定生活習慣病入院一時給付金をお支払いします)。

### ◆「女性疾病入院一時給付特約」について



- 直前の女性疾病入院一時給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて180日間については、女性疾病入院一時給付金はお支払いしません(180日を経過する日を含んで継続して入院をしている場合には、その翌日に女性疾病入院一時給付金をお支払いします)。

### ◆「ストレス性疾病保障特約」について



#### <ストレス性疾病診断給付金>

- 直前のストレス性疾病診断給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて180日以内に新たにストレス性疾病を発病したと医師により診断された場合、ストレス性疾病診断給付金はお支払いしません。
- ストレス性疾病診断給付金の支払事由に該当した日から180日経過後にストレス性疾病診断給付金を支払うこととなったストレス性疾病の治療が継続している場合、ストレス性疾病診断給付金はお支払いしません。ストレス性疾病診断給付金を支払うこととなったストレス性疾病とは異なるストレス性疾病を発病した場合、またはこの特約の責任開始期以後に発病したストレス性疾病が再発した場合はお支払いの対象となります。

#### <ストレス性精神疾病療養給付金>

- 直前のストレス性精神疾病療養給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて180日以内に新たに発病したストレス性精神疾病により療養状態が30日以上継続されたときは、ストレス性精神疾病療養給付金はお支払いしません。
- ストレス性精神疾病療養給付金の支払事由に該当した日から180日経過後にストレス性精神疾病療養給付金を支払うこととなったストレス性精神疾病による療養状態が継続している場合、ストレス性精神疾病療養給付金はお支払いしません。ストレス性精神疾病療養給付金を支払うこととなったストレス性精神疾病とは異なるストレス性精神疾病を発病した場合、またはこの特約の責任開始期以後に発病したストレス性精神疾病が再発した場合はお支払いの対象となります。
- ストレス性精神疾病に統合失調症、飲酒や薬物使用による精神および行動の障害は含まれません。

## ◆「先進医療特約」について

 お支払いには制限があります	●厚生労働省告示に定める先進医療による療養を、厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所で受けた場合にお支払いの対象となります。
 お支払いできない場合があります	●療養を受けた時点で先進医療に該当しない場合はお支払いの対象になりません。 ●先進医療に該当する医療技術には、それぞれ適応症(対象となる疾患・症状など)が定められており、医療行為、医療機関および適応症などによっては、先進医療給付金のお支払いの対象にならないことがあります。

※同一の被保険者において、ネオファースト生命の先進医療特約、先進医療特約(引受基準緩和型)およびがん先進医療・患者申出療養特約との重複加入はできません。

## ◆「保険料払込免除特約(2021)」について

 保険料のお払込みを免除できない場合があります	●責任開始日からその日を含めて90日以内にがん(上皮内がんを含みます)と診断確定された場合、保険料のお払込みは免除しません。この場合、90日経過後に新たにがんと診断確定された場合でも、責任開始日から90日以内に診断確定されたがんの再発・転移等と認められるときは、保険料のお払込みは免除しません。 ●受けた手術が、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為でない場合、保険料払込の免除の対象になりません。 ●糖尿病、高血圧性疾患・大動脈瘤等、肝疾患、膀胱疾患、腎疾患について、生活習慣の改善に関する知識や自己管理法の習得などを目的とする入院(教育入院)をされた場合、保険料払込の免除の対象なりません。
----------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※通信販売にてお申込みの場合、特約の型は三大疾病A型となります。

## 指定代理請求制度

被保険者ご本人が疾病により給付金の請求の意思表示ができない等、被保険者が給付金等を請求できない特別な事情がある場合は、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人よりご請求いただくことができます。

### 3 ご契約の引受条件

ご契約にあたっては以下の条件があります。

※申込方法によってご契約の引受条件は異なります。

#### 対面申込等

##### ◆契約年齢

契約年齢	0歳(*1)～85歳(満年齢) (*1) ストレス性疾病保障特約は6歳～85歳(満年齢)
------	----------------------------------------------

##### ◆保険期間・保険料払込期間

主契約・特約	保険期間	保険料払込期間
無解約返戻金型入院一時給付保険(主契約)		
特定生活習慣病入院一時給付特約	終身	終身、 60歳・65歳・70歳・75歳・80歳払済、 3年・5年・10年払済
女性疾病入院一時給付特約		
ストレス性疾病保障特約		
保険料払込免除特約(2021)		
先進医療特約	10年(*2)	10年(*2)

##### ◆給付金額

同一の被保険者について、つぎの保障の既契約の給付金額を通算して10万円が上限となります。

- ・無解約返戻金型入院一時給付保険(主契約)
- ・無解約返戻金型治療保障保険の入院治療一時給付金額
- ・入院一時給付特約
- ・入院一時給付特約(引受基準緩和型)

##### ◆最低保険料

月払保険料(主契約と特約の合計)が1,000円以上または年払保険料(主契約と特約の合計)が11,000円以上。

ただし、主契約の入院一時給付金額+特定生活習慣病入院一時給付金額+女性疾病入院一時給付金額+ストレス性疾病保障特約の基準給付金額×2の合計が10万円以上である場合は保険料の制限はありません。

## インターネット申込

### ◆契約年齢

契約年齢	20歳～85歳(満年齢)
------	--------------

### ◆保険期間・保険料払込期間

主契約・特約	保険期間	保険料払込期間
無解約返戻金型入院一時給付保険(主契約)		
特定生活習慣病入院一時給付特約		終身、 60歳・65歳払済
女性疾病入院一時給付特約	終身	
ストレス性疾病保障特約		
保険料払込免除特約(2021)		
先進医療特約	10年(*2)	10年(*2)

※給付金額および最低保険料については、対面申込等の場合と同じ条件となります。

## 通信販売

### ◆契約年齢

契約年齢	0歳(*1)～85歳(満年齢) (*1) ストレス性疾病保障特約は6歳～85歳(満年齢)
------	----------------------------------------------

### ◆保険期間・保険料払込期間

主契約・特約	保険期間	保険料払込期間
無解約返戻金型入院一時給付保険(主契約)		
特定生活習慣病入院一時給付特約		
女性疾病入院一時給付特約	終身	終身、65歳払済
ストレス性疾病保障特約		
保険料払込免除特約(2021)		
先進医療特約	10年(*2)	10年(*2)

※給付金額および最低保険料については、対面申込等の場合と同じ条件となります。

(\*2) 契約年齢が81歳以上である場合、保険期間・保険料払込期間は終身となります。

※特約の中途付加の取扱いはありません。

# 4

# 保険料のお払込み

保険料の払込方法(回数・経路)は以下からお選びいただきます。

※申込方法によって保険料の払込方法(回数・経路)は異なります。

## 対面申込等

保険料払込方法(回数)	月払・年払 ※半年払、保険料の前納の取扱いはありません。
保険料払込方法(経路)	<b>第1回 保険料:</b> ネオファースト生命指定の口座へのお払込み、指定口座からの自動振替によるお払込み、またはクレジットカードによるお払込み <b>第2回以後の保険料:</b> 指定口座からの自動振替によるお払込み、またはクレジットカードによるお払込み ※取扱いは、募集代理店によって異なることがあります。
保険料について	保険料は、保険契約の内容・性別・生年月日・契約年齢・契約日(=計算基準日)・保険料払込期間・保険料払込方法(回数)により定まります。なお、 <u>契約日が変わったことにより契約年齢が変わる場合などには保険料が異なることがありますのであらかじめご了承ください。(誕生日前の申込みで、引受査定結果の確定後に保険料をお振り込みいただく場合などはご注意ください。)</u>

## インターネット申込

保険料払込方法(回数)	月払・年払 ※半年払、保険料の前納の取扱いはありません。
保険料払込方法(経路)	クレジットカードによるお払込み ※ご加入後、保険料払込方法変更のお手続きにより「指定口座からの自動振替によるお払込み」もご選択いただけます。
保険料について	保険料は、保険契約の内容・性別・生年月日・契約年齢・契約日(=計算基準日)・保険料払込期間・保険料払込方法(回数)により定まります。なお、 <u>契約日が変わったことにより契約年齢が変わる場合などには保険料が異なることがありますのであらかじめご了承ください。</u>

## 通信販売

保険料払込方法(回数)	月払・年払 ※半年払、保険料の前納の取扱いはありません。
保険料払込方法(経路)	指定口座からの自動振替によるお払込み、またはクレジットカードによるお払込み
保険料について	保険料は、保険契約の内容・性別・生年月日・契約年齢・契約日(=計算基準日)・保険料払込期間・保険料払込方法(回数)により定まります。なお、 <u>契約日が変わったことにより契約年齢が変わる場合などには保険料が異なることがありますのであらかじめご了承ください。</u>

※ 主契約の保険料払込期間が有期の場合、主契約の保険料払込期間満了後における先進医療特約の保険料の払込方法は年払となります。

## ◆保険料払込免除について

保険料払込免除特約(2021)を付加して所定の事由に該当した場合、以後の保険料(主契約に付加されている特約の保険料も含みます)のお払込みを免除します。なお、**この特約を付加した場合、主契約および特約の保険料は付加しない場合の保険料にくらべて高くなります。**

保険料払込の免除事由について、詳しくは P.4 をご確認ください。

※保険料払込免除後のご契約は、保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

※保険料のお払込みが免除された場合、以後の給付金額の減額など所定のご契約内容変更については取り扱いません。

※保険料のお払込みが免除された場合でも、主契約の保険料払込期間の満了後にご契約が解約されたとき、または被保険者が死亡されたときは、主契約の入院一時給付金額と同額の返戻金があります。

## 5 特約の自動更新

- 先進医療特約については、特約の保険期間満了日の2か月前までに継続しない旨のお申し出がないときには、被保険者の健康状態にかかわらず、告知や診査なしで、特約の保険期間満了日の翌日に自動更新されます。
- 特約の自動更新をご希望にならない場合は、特約の保険期間満了日の2か月前までに、ネオファースト生命までその旨をお申し出ください。
- 更新後の保険期間は、更新前の保険期間(10年)と同一となります。ただし、更新時の被保険者の年齢が81歳以上となる場合は、保険期間および保険料払込期間を終身として更新します。
- 保険料は、更新日における被保険者の年齢および保険料率によって新たに定めます。通常、同一の保障内容で更新される場合であっても、更新後の保険料は更新前より高くなります。
- 更新後の特約には更新日時点の規定を適用します。
- 給付金の支払限度などについては、更新前と更新後の保険期間は継続されたものとして取り扱います。
- 更新日にネオファースト生命がこの特約の付加を取り扱っていない場合は、更新を取り扱わないか、この特約にかえて、所定の特約により更新とみなして取り扱うことがあります。
- 保険料のお払込みが免除された場合も同様に、特約は自動更新されます。

## 6 解約返戻金

本商品は解約されても解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間が有期の場合で、主契約のすべての保険料払込が完了している場合には解約返戻金があります。

保険料払込期間中	解約返戻金はありません。
保険料払込期間満了後	主契約の入院一時給付金額と同額の解約返戻金があります。

※主契約の保険料払込期間が終身のご契約の場合、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

※特約には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

※保険料のお払込みが免除された場合でも、主契約の保険料払込期間満了後にご契約を解約されたときは、主契約の入院一時給付金額と同額の解約返戻金があります。

## 7 契約者配当金

契約者配当金はありません。

## 8 その他留意事項

◆契約者貸付、保険料の自動貸付、保険契約の復活の取扱いはありません。

◆給付金のお支払いなどができる場合

「免責事由に該当した場合」「告知義務違反・重大事由によるご契約の解除の場合」「詐欺による取消しの場合」「不法取得目的によるご契約の無効の場合」など、給付金のお支払いなどができる場合があります。

◆相談・照会・苦情の窓口について

「注意喚起情報」の10相談・照会・苦情の窓口 P.16をご確認ください。

◆一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」について

本商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。

詳しくは、「注意喚起情報」の10相談・照会・苦情の窓口 指定紛争解決機関について P.16をご確認ください。

◆インターネット申込における注意事項

インターネット申込のプラン以外(主契約または特約の給付金額、保険料払込期間など)の保障をご希望の場合は、募集代理店またはネオファースト生命までお問い合わせください。

◆通信販売における注意事項

保険料払込免除特約(2021)の三大疾病B型および八大疾病型の取扱いはありません。パンフレット掲載のプラン以外(主契約または特約の給付金額、保険料払込期間など)の保障をご希望の場合は、募集代理店またはネオファースト生命までお問い合わせください。



# 重要事項説明書 (注意喚起情報)

- お申込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- この「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は「契約概要」「ご契約のしおり・約款」に記載していますので必ずご確認ください。

## 1 クーリング・オフ(ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除)

### 対面申込等

- お申込者または保険契約者(以下「申込者等」といいます)は、**ご契約の申込日(\*1)**または**第1回保険料をお払いいただいた日のいずれか遅い日**(「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約の場合は、**ご契約の申込日**)から、**その日を含めて15日以内**であれば、書面によるお申し出により、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます)することができます。



(\*1)生命保険契約申込書を記入いただいた日(電磁的方法によるときはお申込み内容の最終確認をしていただいた日)をいいます。

### インターネット申込・通信販売

- お申込者または保険契約者(以下「申込者等」といいます)は、**ご契約の申込日(\*2)**から、**その日を含めて15日以内**であれば、書面によるお申し出により、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます)することができます。



(\*2)生命保険契約申込書を記入いただいた日(電磁的方法によるときは最終意向確認などをしていただいた日)をいいます。

## ◆「お申込みの撤回等」の方法

お申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便により上記期間内にネオファースト生命(裏表紙記載の住所)あて発信してください。書面に記載いただく内容については「ご契約のしおり・約款」(クーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除)について)をご確認ください。

## ◆「お申込みの撤回等」ができない場合

債務履行の担保のための保険契約であるなど、お申込みの撤回等をすることができない場合があります。

# 2 健康状態などの告知

- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。健康状態のよくない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件で契約されますと、保険料負担の公平性を保つことができません。したがって、ご契約のお申込みに際して、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)、現在の健康状態、職業などについての質問事項に対して、事実をありのまま正確にもれなく告知していただく義務(告知義務)があります。
- ご契約をお引き受けするかどうかを決めるための重要なことがらについておたずねします。**健康状態など、告知書などでおたずねすることについて、事実をありのまま正確にもれなく告知してください。**
- 生命保険募集人(募集代理店を含みます)に口頭でお話しいただいても、告知したことにはなりません。また、生命保険募集人(募集代理店を含みます)は告知の要否は判断できません。告知に関するご質問は、ネオファースト生命にご確認いただく必要があります。
- ネオファースト生命の確認担当社員またはネオファースト生命が委託した確認担当者が、ご契約のお申込み後または給付金のご請求の際、ご契約のお申込み内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。

## ◆傷病歴などがある場合

傷病歴などを告知された場合には、追加の詳しい告知などが必要となる場合があります。ご契約をお断りすることもあります、条件を付けてお引き受けすることや、条件を付けずにお引き受けすることもあります。



### 告知内容が事実と相違する場合

- 告知書などの質問事項について、以下の項目に該当する場合には**告知義務違反としてご契約または特約を解除することがあります。**
  - 故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり事実と違うことを告知された場合で、責任開始日から2年以内のとき
  - 責任開始日から2年を経過していても、給付金の支払事由や保険料払込の免除事由が2年以内に発生していた場合
- ご契約または特約を解除した場合には、たとえ給付金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料払込の免除事由が発生していても、保険料のお払込みを免除することはできません。
- ご契約または特約が解除される場合で、すでに給付金をお支払いしている場合には、その金額をネオファースト生命にお返しいただきます。また、すでに保険料のお払込みを免除している場合には、その免除はなかったものとして取り扱います。
- 告知義務違反があった場合で、その内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、給付金のお支払いや保険料払込の免除ができないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後でも取消しとなることがあります。また、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しません。

## ◆現在のご契約の見直しを行う場合

現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約をご検討の方は以下の事項にご留意ください。

- 一般的の契約と同様に告知義務があります。現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約の場合は、新たなご契約の責任開始日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- **告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たなご契約をお引き受けできなかったり、その告知をされなかつたために上記のとおり解除・取消しとなることもあります。**

### 3 責任開始期(保障の開始時期)

ご契約のお引受けをネオファースト生命が承諾した場合には、以下の時から保障が開始されます。

#### 対面申込等

##### ◆「責任開始期に関する特則」が適用されていないご契約

(第1回保険料を振込によりお払い込みいただくご契約)

- ・第1回保険料をネオファースト生命が受け取った時  
または告知が行われた時の**いずれか遅い時**



##### ◆「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約

(第1回保険料を口座振替またはクレジットカードにより  
お払い込みいただくご契約)

- ・ご契約のお申込みをネオファースト生命が受けた時  
または告知が行われた時の**いずれか遅い時**



#### インターネット申込・通信販売

- ・ご契約のお申込みをネオファースト生命が受けた時  
または告知が行われた時の**いずれか遅い時**



※ご契約のお申込みをネオファースト生命が受けた時とは、生命保険募集人が生命保険契約申込書を受領した時(電磁的方法によるときは申込手続が終了した時)をいいます。

※インターネット申込・通信販売においては「責任開始期に関する特則」が自動適用されます。

※対面申込等における取扱いにおいて、募集代理店によっては、「責任開始期に関する特則」を取り扱わない場合もあります。

※生命保険募集人は、お客さまとネオファースト生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してネオファースト生命が承諾したときに有効に成立します。



#### 「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約のお払込み

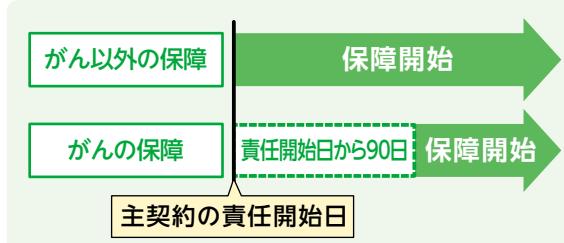
「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約については、以下のとおり取り扱います。

- ① 第1回保険料は、**責任開始日の属する月の翌月末日**までにお払い込みください。
- ② ①のお払込みにあたっては、①の払込期間の満了日の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間がありますが、**その猶予期間内にもお払込みがない場合は、ご契約は無効となります。**

「保険料払込免除特約(2021)」のがん(\*1)(\*2)の保障については、主契約の責任開始日からその日を含めて**90日以内に診断確定されても、保障の対象になりません。**

(\*1)上皮内がんを含みます。

(\*2)通信販売にてお申込みの場合、特約の型は三大疾病A型となります。



## 4 給付金のお支払いなどができない場合

以下のような場合など、給付金のお支払いなどができない場合があります。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

### ◆責任開始期前の発病等

責任開始期前に発生していた疾病や傷害を原因とする場合

### ◆告知義務違反による解除

告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となった場合

### ◆重大事由による解除

給付金を詐取する目的で事故を起こしたとき、他の保険契約(他の生命保険会社の保険契約を含む)との重複により給付金額等の合計額が著しく過大となるとき、保険契約者や被保険者または給付金の受取人が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められるときなど、重大事由によりご契約または特約が解除された場合

### ◆ご契約の失効

保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合

### ◆詐欺による取消し・不法取得目的による無効

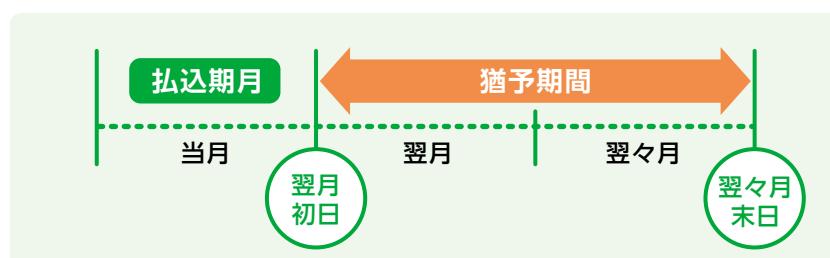
保険契約について詐欺によりご契約が取消しとなった場合や、給付金の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合

## 5 払込猶予期間・失効

- 保険料は払込期月(保険料をお払い込みいただく月)内にお払い込みください。払込期月内にお払込みの都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。
- 第2回以後の保険料のお払込みには以下のとおり猶予期間があります。**猶予期間中にもお払込みがない場合、ご契約は効力を失います。**なお、本商品には、**失効したご契約の復活の取扱い、保険料の自動貸付の取扱いはありません。**

猶予期間
払込期月の翌月初日から翌々月末日まで

※払込期月とは、契約応当日の属する月の初日から末日まで(契約日にに関する特則が適用されている契約の第2回保険料については契約応当日の属する月の初日から翌月末日まで)ことをいいます。



## 6 解約と解約返戻金

本商品は解約されても解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間が有期の場合で、主契約のすべての保険料払込が完了している場合には解約返戻金があります。

保険料払込期間中	解約返戻金はありません。
保険料払込期間満了後	主契約の入院一時給付金額と同額の解約返戻金があります。

※主契約の保険料払込期間が終身のご契約の場合、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

※特約には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

※保険料のお払込みが免除された場合でも、主契約の保険料払込期間満了後にご契約を解約されたときは、主契約の入院一時給付金額と同額の解約返戻金があります。

## 7 現在のご契約の見直し

現在のご契約を解約または減額し、新たなご契約へのお申込みをご検討されている方は、特に以下の点にご注意ください。

- 解約・減額の際に払戻しできる金額は、多くの場合、払込保険料の合計額（減額の場合は減額部分に対応する保険料）よりも少なくなるか、もしくは**解約返戻金がない場合があります。**
- 新たなご契約は、**被保険者の健康状態によっては、ご契約をお断りする場合があります。**
- 新たなご契約の保険料は、新たなご契約時点での被保険者の年齢で計算されます。また、保険料の基礎となる予定利率・予定死亡率などが、現在のご契約と新たなご契約で異なることがあります。たとえば、予定利率が引き下げられることによって主契約などの**保険料が引き上げられる場合があります。**
- 新たなご契約は告知義務違反による解除、責任開始期前の発病など、給付金をお支払いできない場合があります。

## 8 給付金の支払事由等が生じた場合

- お客さまからのご請求に応じて給付金のお支払い等を行う必要がありますので、給付金の支払事由等が生じた場合だけでなく、**お支払い等の可能性があると思われる場合やご不明な点が生じた場合についても、すみやかにネオファースト生命コンタクトセンターにご連絡ください。**

ネオファースト生命保険株式会社 コンタクトセンター

 **0120-226-201**

受付  
時間

9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除く)

※詳細は当社Webサイトをご確認ください。



Webサイト  <https://neofirst.co.jp>

- 支払事由、ご請求手続き、給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「**ご契約のしおり・約款**」にも記載していますのであわせてご確認ください。
- ネオファースト生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができるおそれがありますので、保険契約者のご住所などを変更された場合には必ずご連絡ください。
- 給付金の支払事由等が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては複数の給付金の支払事由等に該当することがありますのでご不明な点がある場合にはご連絡ください。
- 被保険者ご本人が疾病により給付金の請求の意思表示ができない等、被保険者が給付金等をご請求できない特別な事情がある場合、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。詳しくは「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。
- 指定代理請求人に対し、支払事由等および代理請求できる旨、お伝えください。

## 9

# 保険会社が破たんした場合など

- ネオファースト生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破たんに陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られます。ご契約時にお約束した給付金額の削減など、契約条件を変更することがあります。
- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額が削減されることがあります。

### » 生命保険契約者保護機構



**03-3286-2820**

受付  
時間

[月曜日～金曜日] 9:00～12:00、13:00～17:00

※祝日・年末年始を除く

Webサイト

→ <https://www.seihohogo.jp/>

## 10

# 相談・照会・苦情の窓口

- 生命保険のお手続き(ご契約内容の変更など)やご契約に関する苦情・相談につきましては、ネオファースト生命コンタクトセンターへご連絡ください。

### ネオファースト生命保険株式会社 コンタクトセンター



**0120-312-201**

受付  
時間

9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除く)  
※詳細は当社Webサイトをご確認ください。



Webサイト

→ <https://neofirst.co.jp>

### 指定紛争解決機関について

- ・本商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。
- ・一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。  
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。
- ・生命保険相談所および全国各地の連絡所については、上記のネオファースト生命コンタクトセンターにてご案内いたします。

### » 一般社団法人 生命保険協会

Webサイト

→ <https://www.seiho.or.jp/>



## Memo

---

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

# 「Webご契約のしおり・約款」

# 「Web重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」のご案内

パソコンやスマートフォンなどを利用して、

「ご契約のしおり・約款」「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」を

ネオファースト生命のWebサイトでご覧いただけます。



## Webサイト

<<https://neofirst.co.jp/webcatalog/yakkan/>> ヘアセス

ご契約の「商品名」から該当の「ご契約のしおり・約款」「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」をご覧ください。

ご契約成立後に送付される「保険証券」に記載のあるQRコードより直接アクセスいただくことも可能です。

※ご契約をご検討中の方は、最新版をご確認ください。

「Webご契約のしおり・約款」「Web重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」はPDF形式で閲覧、ダウンロード、保存することができます。

・「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項について記載したものです。

・「契約概要」はご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を、「注意喚起情報」はお申込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。

「Webご契約のしおり・約款」「Web重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」をご利用の際には、必ず内容をご確認のうえ、お客さまご自身のパソコンやスマートフォンなどで保存、またはお客さまご自身で印刷・保管ください。

●お申込み時に冊子でのお受取りを選択された場合、冊子の「ご契約のしおり・約款」を対面もしくは郵送\*にてお渡します。

●お申込み時に「Webご契約のしおり・約款」を選択された場合で、冊子でのお受取りに変更を希望される場合は、ネオファースト生命コンタクトセンターまでご連絡ください。また、お申込み前にお受取りをご希望の場合にも、ネオファースト生命コンタクトセンターまでお申し出ください。

\*募集代理店によっては取り扱わない場合もあります。

【注意】 「Webご契約のしおり・約款」「Web重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」の閲覧にはパソコンやスマートフォンなどのインターネット環境が必要です。また、インターネットブラウザおよびPDF表示ソフトのインストールなどが必要となります。機種・OSによりご利用できない場合がございますのでご注意ください。ご利用ができない際には、速やかにネオファースト生命コンタクトセンターまでお申し出ください。

## 推奨環境

ネオファースト生命のWebサイトは下記のブラウザでご覧いただくことをおすすめいたします。ただし、ご利用環境によっては正常に表示されない場合もございますのでご了承ください。

●Internet Explorer 10.0、Internet Explorer 11.0 ●Safari ※SafariはApple Inc.の商標です。 ●Google Chrome  
※PC用のWebサイトは、タブレット端末、スマートフォン端末では正常に動作しない場合がございます。

[募集代理店]

[引受保険会社]

## ネオファースト生命保険株式会社

〒141-0032 東京都品川区大崎二丁目11-1 大崎ウイズタワー

<Webサイト>

<https://neofirst.co.jp>

ネオファースト生命

検索

2021年12月版

N3022-05 (登)B21N1159(2021.8.18) 営業業務部 '21年8月作成